

秋田市告示第24号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

医療機関 の 名 称	診療科名	変 更 年月日
市立秋田 総合病院	旧 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科	令和4年 4月1日
	新 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、緩和ケア内科	